

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月10日

北九州市子ども家庭局子育て支援課

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という）とその家族について、適切な療養の確保、自立心の確立、必要な情報の提供等の便宜を供与することで、日常生活上での悩みや不安等の解消及び小慢児童等の健康の保持増進及び福祉の向上を図る業務を円滑に実施するため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度 北九州市小児慢性特定疾病児童等自立支援業務
- (2) 業務内容 小慢児童等とその家族について、適切な療養の確保、自立心の確立、必要な情報の提供等に関する以下の業務

#### ア 相談支援

小慢児童等に対する医療及び小慢児童等の福祉に関する各般の問題について、小慢児童等とその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び相談指導（個別支援）を行う。

また、相談内容や相談経過に関する記録を作成し保管する。

#### イ 自立支援に係る利用計画の作成・フォローアップ

小慢児童等の状況・希望を踏まえ、自立・就労に向け、地域における各種支援策の活用についての実施機関との調整、小慢児童等が自立に向けた計画を策定することの支援及びフォローアップ等を実施する。

ウ 関係機関との連絡調整等

小慢児童等への個別支援として、学校、企業等との連絡調整、各種機関・団体の実施している支援策等への参画や情報の提供等を行う。

エ 小児慢性特定疾病についての理解促進及び啓発、情報提供

本事業が広く利用され適正に運営されるため、事業説明会の開催、各種広報誌やホームページへの掲載を行うなど、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を実施する。また、各種会議・研修会等の参加及び開催、その他理解促進と普及啓発に向けた活動を行う。

オ 小児慢性特定疾病対策協議会への参加

北九州市が設置する小児慢性特定疾病対策協議会に参加し、取組の報告及び意見陳述等を行う。

(3) 業務報告

本事業の実施状況を明記し、翌月の10日（土、日および国民の休日の場合は翌日）までに報告すること。

契約期間(令和7年4月1日～令和8年3月31日)における活動状況について、事業報告書を作成すること。

(4) 従事者の配置

本業務に従事する小児慢性特定疾病児童等自立支援員を専任で配置すること。  
また、本委託内容に照らし、業務を適切に実施できる者として、保健師等の資格を有する者を1名以上配置すること。

(5) その他

支払いについては概算払いとし、委託料を別表のとおり受注者に支払うものとする。

別表

請求対象月	請求月	請求金額
4月、5月、6月	5月	委託料の1/4
7月、8月、9月	8月	委託料の1/4
10月、11月、12月	11月	委託料の1/4
1月、2月、3月	2月	委託料の1/4

(6) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の技術、設備等の要件

小児慢性特定疾病児童等自立支援員については、小慢児童等の自立支援に係る取組の実績、小慢児童等及びその家族に対する相談支援の実績を3年以上有する者とする。さらに、小慢児童等とその家族、関係機関が相談しやすい相談場所の確保及び関係機関とのネットワーク構築のための公平中立性を備えていること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX 番号 093-582-5145

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）

(3) 公示書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年2月10日から令和7年2月21日までの（土曜日、日曜日を除く）  
毎日、9時から17時まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(4) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年2月12日から令和7年2月26日までの（土曜日、日曜日を除く）  
毎日、9時から17時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(5) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。